

5 バス・トラック(車両総重量3.5t超)(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

区分				税率	
				自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス基準10%低減)				非課税	
ディーゼル自動車 (ハイブリッド車を含む。)	・平成28年排出ガス基準適合 または ・平成21年排出ガス基準10%低減達成	かつ	令和7年度燃費基準105%達成	非課税	
			令和7年度燃費基準達成	1%	0.5%
			令和7年度燃費基準95%達成	2%	1%
	上記以外			3%	2%

(注) 令和7年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R7年度燃費基準105%達成」は「H27年度燃費基準+15%達成」に、「R7年度燃費基準達成」は「H27年度燃費基準+10%達成」に、「R7年度燃費基準95%達成」は「H27年度燃費基準+5%達成」に読み替えます。